

# 豊島区立小・中学校給食用物資 納入事業者登録制度

## 申請要領

豊島区教育委員会事務局学務課

令和7年12月

# 目次

## I 概要

### 1. 概要

- 1.1 登録制度の概要 — 1
- 1.2 登録の申請から登録後の流れについて — 2
- 1.3 登録要件 — 3
- 1.4 給食物資の納入・規格基準 — 3
- 1.5 登録有効期間 — 4

## II 手続き 申請 更新 など

### 2. 申請・更新手続き

- 2.1 申請書類(更新の申請含む) — 5
- 2.2 申請方法及び申請受付期間 — 6

### 3. 申請書の記入(留意点)

- 3.1 取扱食材の区分 — 6
- 3.2 納入先 — 7
- 3.3 営業許可/営業届出 — 7

### 4. 登録後の変更/更新/取消

- 4.1 変更 — 8
- 4.2 更新 — 8
- 4.3 取消 — 8

### 5. 登録後の契約手続きについて

- 5.1 登録後の物資供給契約について(事前準備) — 9
- 5.2 登録後の物資供給契約について(契約の締結) — 9
- 5.3 契約書の取り扱いについて — 9
- 5.4 契約後の納入物資代金の請求について — 9

# I 概要

## 1. 概要

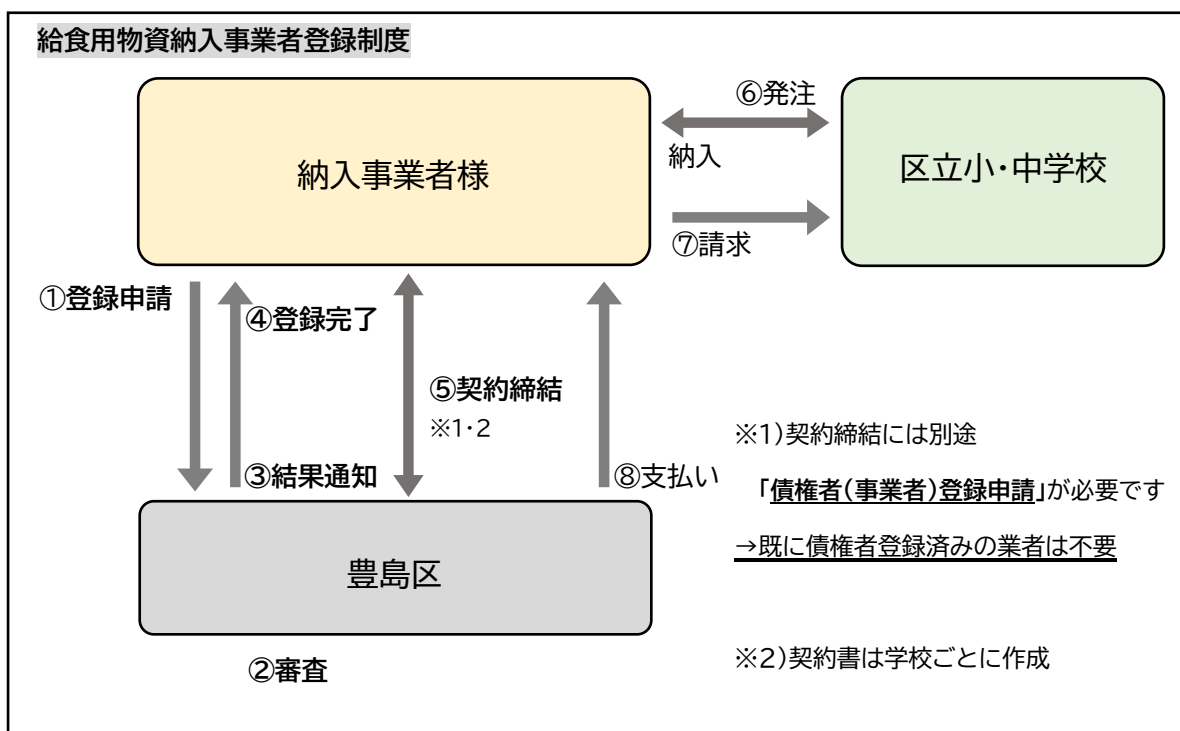
### 1.1 登録制度の概要

本登録制度は、学校給食の安全安心な提供を行うため、学校給食用物資の品質及び安定的な供給を確保する必要があることから、学校給食用物資の納入事業者の登録を行う制度です。

区立小・中学校へ給食用物資を納入する事業者は、給食用物資納入事業者登録が必要となります。

なお、本登録及び登録後の契約をもって、給食用物資発注を確約するものではありません。

本登録制度の対象範囲は豊島区立小・中学校のみです(区立幼稚園、保育園は対象外)。



## 1.2 登録の申請から登録後の流れについて

### ①登録申請

登録を希望する事業者は、登録要件等をご確認の上、「豊島区立小・中学校給食用物資納入事業者登録申請書(第1号様式)」及び必要書類を添付して豊島区教育委員会宛てに提出してください。

申請受理後、提出書類の不備等があった場合は、担当者宛てに連絡いたします。提出書類の修正や追加提出を求める場合があります。

### ②審査

申請書の記載内容及び添付書類から登録要件を満たしていることを確認します。

### ③結果通知

審査結果については結果通知書により通知します。

### ④登録完了

### ⑤契約締結

登録の完了後、登録事業者と豊島区との間で学校給食用物資供給契約を締結します。契約書は納入予定先の学校ごとに取り交わします。

豊島区の契約締結には、本登録とは別に「債権者(事業者)登録申請」が必要になります(既に債権者登録済みの業者は不要)。詳細は9ページ「5. 登録後の契約手続きについて」を参照。

### ⑥発注・納入

給食用物資の発注は学校ごとに事業者に行い、納入先も発注元である学校ごとになります。

### ⑦請求(毎月ごとの納品分が記載された請求書は納品先の学校ごとに提出してください)

請求書は納入先の学校ごとに作成してください(明細は月ごとの納入実績に基づき作成)。作成した請求書は納入先である学校ごとに提出してください。

### ⑧支払い(学校への請求に基づき、豊島区からお支払いします)

内容を確認した後、豊島区より金融機関の振り込みにてお支払いします。

### 1.3 登録要件

以下の要件を満たしている必要があります。

- (1) 安全安心な学校給食の安定的な供給のため、給食用物資の品質を確保し、児童・生徒の健全な発育及び教育に果たす役割を認識し、小・中学校と適宜連絡の上、適時適切な納入が可能なこと。
- (2) 食品に関する法令、規程等が遵守されていること。
- (3) 品質管理が確実に行われ、仕入れ・製造・保管・配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。
- (4) 仕入れ、製造、加工能力等があり、学校給食の実施に必要な所要量を確実に供給できること。
- (5) 納入先である学校、教育委員会が指定した方法、期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
- (6) 危害分析・重要管理点(コーデックス委員会(国連食糧農業機関/世界保健機関合同食品規格委員会)総会において採択された「危害分析・重要管理方式とその適用に関するガイドライン」に規定された危害分析・重要管理点(Hazard Analysis and Critical Control Point)。以下「HACCP」という。)に沿った衛生管理に取り組んでいること。

### 1.4 給食用物資の納入・規格基準

給食用物資納入に際して、以下の納入・規格基準を遵守してください。

- (1) 出庫時には必ず品質を確認してください(鮮度、数量、賞味期限、消費期限、包装、容器、異物混入等)。
- (2) 配送はできるだけ迅速に行い、品質の低下がないように温度管理に注意してください。
- (3) 物資納入の際には、納入時間を守り、清潔な服装で配送してください。また、調理室に立ち入らないでください。
- (4) 確実に検収を受けてください。
- (5) 随時の立ち入り検査等については、すみやかに応じてください。
- (6) 衛生管理の観点から、法令等に基づく各種書類について、学校からの求めに応じ、情報提供をお願いします。
- (7) 生鮮食品は原則、使用当日に搬入としてください。
- (8) 青果(野菜・果物など)・肉類は、原則国産としてください。缶詰類や食材そのものを水煮した加工品についても、できるだけ国産としてください。なお、海外産以外の納品が難しい等、特段の事情がある場合、学校と事前調整の上、納品をお願いします。
- (9) 加工食品は、製造者・期限表示・内容表示等が明確なものとしてください。
- (10) 食品添加物は適正使用に努めてください。

- (11) 米を納入する場合、必ず品質の確認をしてください(品種・産年・精米年月日、鮮度、数量、包装、容器、異物混入等)。また、産地・産年度などが記載されたもの又はそれに代わる書類を提出してください。
- (12) 食物アレルギー対応に必要な加工品等の原材料及び成分表示等について、学校からの求めに応じて情報提供をお願いいたします。

### 1.5 登録有効期間

納入事業者登録の有効期間は登録開始日の属する年度の翌年度末までになります。登録の有効期間満了に伴い、納入事業者が登録更新を希望する場合は、指定した登録申請期間に、申請書を教育委員会に提出してください。

## Ⅱ 手続き 申請 更新など


### 2. 申請・更新手続き

#### 2.1 申請書類(更新の申請も含む)

書類名	内容
登録申請書	<p><u>全ての事業者様でご提出ください。</u></p> <p>豊島区立小・中学校給食用物資納入事業者登録申請書(第1号様式)</p>
営業許可書の写し	<p><u>食品衛生法に基づく許可を要する事業者のみ提出してください。</u></p>
食品衛生監視票の写し	<p><u>全ての事業者様でご提出ください。</u></p> <p>・発行日が本登録申請日から1年以内のもの。 ・監視採点結果が70点以上のもの。</p> <p>所在地が豊島区以外の場合は、営業所所在地の管轄保健所が発行したものを提出してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><p><u>食品衛生監視票の発行について</u></p><p>・営業所在地が豊島区内の場合 豊島区保健所 生活衛生課食品衛生グループ 電話:03-3987-4177(直通)</p><p>・営業所在地が豊島区外の場合 営業所所在地の管轄保健所に発行を依頼してください。 (例:板橋区が営業所在地⇒板橋区保健所)</p></div>

## 2.2 申請方法

窓口、郵送もしくは電子申請にて提出をしてください。

申請方法	受付時間等	受付場所等
窓口	月曜日から金曜日 8時30分～17時00分 (祝日・年末年始を除く)	豊島区役所本庁舎7階 6番窓口学務課 豊島区教育委員会事務局 教育部学務課学校公会計グループ
郵送		〒171-8422 東京都豊島区南池袋 2-45-1 豊島区役所 教育委員会事務局 教育部学務課学校公会計グループ
電子申請	随時	以下申請フォームリンク・二次元コードからご申請ください。 <a href="#">《豊島区立小・中学校給食用物資納入事業者登録申請フォーム》</a> 

## 3. 申請書の記入(留意点)

### 3.1 取扱食材の区分

登録申請に際し、以下の取扱食材区分を選択してください(複数選択可)。

取扱食材の区分	代表的な例
1 野菜・果実	野菜、果実、芋類、木の実、きのこなど
2 食肉	精肉
3 卵	鶏卵
4 乳製品	バター、チーズ、ヨーグルト、練乳など
5 魚介	魚、たこ、いか、えび、貝類など
6 藻類	生海藻類など
7 米穀類	米、麦、雑穀、豆類、小麦粉、穀粉、でん粉など
8 豆腐・かまぼこ等加工食品	豆腐、納豆、かまぼこ、ちくわ、こんにゃく、豆乳など
9 他加工食品	ハム、ソーセージ

10 乾物	乾麺、乾燥豆類、かつお節、乾燥魚介、干し海藻、寒天、干びよう、麩、こうや豆腐、乾燥野菜、乾燥果実、干しきのこ、干しのり、梅干し、くん製品など
11 芋・こんにゃく類	サツマイモ、ジャガイモ、里芋、山芋、こんにゃく
12 調味料及び香辛料類	味噌、醤油、食塩、酢、砂糖
13 酒類	料理酒、ワイン、みりん
14 その他	小麦製品(餃子の皮など)、缶詰・瓶詰食品、はちみつ、食用油、ジュース、豆乳飲料、茶類(葉・粉など)など

※原則として、飲用牛乳については、公益財団法人東京都学校給食会から供給を受ける為、本登録制度の取扱食材から除きます。

※取扱食材区分の規格基準等は、「1.4 給食物資の納入・規格基準」をご確認ください。

### 3.2 納入先

本登録申請日現在で納入実績のある又は納入予定である取引先をご記入ください。

- (1) 豊島区内：対象の区立小・中学校名を記入してください。
- (2) 豊島区外：対象の自治体名を記入してください。

### 3.3 営業許可・営業届出

本登録申請日現在で食品衛生法に基づく許可等の取得状況(※1)を記入してください。

(※1)本登録申請日現在で既に取得及び届出済であるもののみ有効。

#### (1) 営業許可

参考 食品衛生法に基づく許可を要する主な業種例
食肉販売業、食肉処理業、食肉製品製造業、魚介販売業、水産製品製造業、麺類製造業、豆腐製造業、乳製品製造業、乳処理業、集乳業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、清涼飲料水製造業、氷雪製造業、液卵製造業、食用油脂製造業、みそ又はしょうゆ製造業、酒類製造業、添加物製造業、そうざい製造業、複合型そうざい製造業、冷凍食品製造業、複合型冷凍食品製造業、漬物製造業、密封型包装食品製造業、食品の小分け業 等

#### (2) 営業届出

参考 食品衛生法に基づく届出を要する主な業種例
食肉販売業(包装済み食肉のみ販売)、魚介類販売業(包装済み魚介類のみ販売)、乳類販売業、野菜果物販売業、米穀類販売業、海藻製造・加工業、調味料製造・加工業、糖類製造・加工業、精穀・製粉業、製茶業、卵選別包装業、弁当販売業、その他食料・飲料販売業 等

## 4. 登録後の変更/更新/取消

### 4.1 変更

登録後、登録内容の変更が生じた場合は以下のとおり必要書類を教育委員会に提出してください。

変更内容	提出書類
給食用物資納入事業者登録(※1)	豊島区立小・中学校給食用物資納入事業者登録申請書(第1号様式)
債権者(事業者)登録	債権者(事業者)登録申請書兼支払金口座振替依頼書
支払金口座	債権者(事業者)登録申請書兼支払金口座振替依頼書

※1 取扱食材区分、営業所在地の変更や追加があるときは、営業許可書の写し、食品衛生監視票の提出が必要となる場合があるため、事前に教育委員会(学校公会計グループ)にお問い合わせください。

変更申請書の提出方法は「2.2 申請方法」と同様です。

電子申請する場合は、以下申請フォームリンク・右記二次元コードからご申請ください。

[《豊島区立小・中学校給食用物資納入事業者登録変更申請フォーム》](#)



### 4.2 更新

登録有効期間満了後、継続して学校給食用物資の納入を希望する場合は、有効期間満了前に更新申請が必要となります。登録更新を希望する場合は、指定した登録申請期間に、豊島区立小・中学校給食用物資納入事業者登録申請書(第1号様式)を豊島区教育委員会に提出する必要があります。

### 4.3 取消

(1)事業者から申し出る場合

登録有効期間中に、登録に係る営業を廃止する等の理由により、登録を取り消す場合は、「豊島区立小・中学校給食用物資納入事業者登録取消申請書(第4号様式)」を提出してください。

取消申請書の提出方法は「2.2 申請方法」と同様です。

電子申請する場合は、以下申請フォームリンク・右記二次元コードからご申請ください。

[《豊島区立小・中学校給食用物資納入事業者登録取消申請》](#)



(2)区が通知を出す場合)

登録有効期間中に以下事由のいずれかに該当した場合は、「豊島区立小・中学校給食用物資納入事業者登録取消通知書(第5号様式)」により、納入事業者としての登録を取り消す場合があります。

- ① 登録事業者が学校給食の健全な運営を損なう場合
- ② 登録条件を満たさなくなった場合
- ③ 納入事業者として適格性を有しないと判断した場合

## 5. 登録後の契約手続きについて

### 5.1 登録後の物資供給契約について(事前準備)

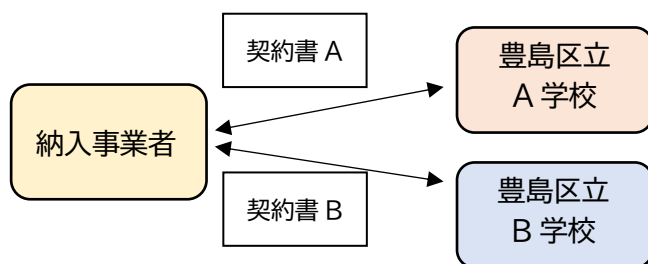
登録後は「学校給食用物資供給契約」を締結します。契約の事前準備として、本登録とは別に「債権者(事業者)登録申請書兼支払金口座振替依頼書(※1)」の提出が必要になります。これは給食供給契約に関わらず、豊島区と契約を締結する上で必要な登録となります。詳細は別紙「契約締結時の確認事項」をご参照ください。

(※1)既に債権者登録が完了している場合は不要です。

### 5.2 登録後の物資供給契約について(契約の締結)

給食食材供給の契約締結を行います。本契約は区と事業者間での学校給食用食材の発注、規格、衛生管理、納品、検査等を記載した基本契約であり、年度毎に契約を締結します。契約書は納入予定先の学校ごとに取り交わします(納入先がA校・B校の2校の場合、契約書もA校・B校それぞれ作成)。

なお、本契約の締結をもって、定期的な物資納入を確約するものではありません。



### 5.3 契約書の取り扱いについて

登録事業者に対して契約予定のある区立小中学校から事業者宛てに契約関係書類を送付又は手交します。同封された案内通知に従って記入・押印のうえ、対象学校に提出してください。

### 5.4 契約後の物資納入代金の請求について

(1) 請求にあたっては、区の指定様式を使用してください。

請求書の記載方法については、別紙「初めて豊島区立小・中学校給食用物資供給契約を締結する事業者の皆様へ」をご参照ください。

(2) 納入代金は「債権者(事業者)登録申請書兼支払金口座振替依頼書」に記載の口座へ豊島区から月単位で振り込みによりお支払いいたします。

【担当】

豊島区教育委員会事務局 教育部学務課 学校公会計グループ

電話:03-4566-2779(直通)/FAX:03-3981-3049

メール:A0027509@city.toshima.lg.jp